

# オンラインもぎ取り体験等普及促進事業費補助金交付要綱

## (趣 旨)

第1条 知事は、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を踏まえた新たな農業ビジネスとして期待されるオンラインもぎ取り体験の定着・普及を図るため、オンラインもぎ取り体験等の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助金の交付対象者)

第2条 この補助金は、オンラインもぎ取り体験等を実施する農業者、農業者等が組織する団体、農地所有適格法人、生産者組合、観光事業者及び知事が認める団体等（以下「補助事業者」という。）に対し、交付するものとする。

## (補助対象事業等)

第3条 補助対象事業は、インターネットを利用してオンラインで県産農産物のもぎ取り体験等を実施する事業であって、別表に掲げるものとする。このうち、農産物の送料、配送資材費等に要する費用に対して補助するものであり、補助額は別表のとおりとする。

## (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付申請書（様式第1号）に事業実施計画書（別添様式1）を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

## (補助金の交付決定)

第5条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

## (補助金の交付条件)

第6条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了する見込のない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業を実施するにあたって、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を保護するための必要な措置を講じなければならない。

#### (補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合には、概算払いにより交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

#### (実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）に事業実施報告書（別添様式1）を添えて、知事に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第9条 知事は、事業の完了又は中止若しくは廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

#### (書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

#### (その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項が生じた場合は、知事が別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱失効後も、なおその効力を有する。

別 表

補助対象事業	補助額	補助内容	軽微な変更
<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットを利用してオンラインで県産農産物のもぎ取り体験等を実施する事業、またはオンラインツアー等の一部に県産農産物のもぎ取り体験等が含まれるもの</li> <li>・ただし、もぎ取り体験等とは、もぎ取り等を実施する農産物の配送を含むものとする</li> </ul>	<p>補助単価は、補助対象事業への参加者一組あたり定額で1,900円とし、参加組数に補助単価を乗じた額を補助する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物の送料</li> <li>・配送資材費</li> <li>・配送手数料</li> <li>・ウェブ会議システムの利用料</li> </ul>	<p>補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合</p>